

産業建設常任委員会記録

令和4年3月8日

【開催日】 令和4年3月8日（火）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後4時20分～午後5時10分

【出席委員】

委員長	藤岡修美	副委員長	中岡英二
委員	恒松恵子	委員	中島好人
委員	中村博行	委員	森山喜久
委員	矢田松夫		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

経済部長	河口修司	経済部次長兼農林水産課長	川崎信宏
農林水産課参与	多田敏明	農林水産課農林係主任主事	稲葉徹

【事務局出席者】

事務局長	尾山邦彦	庶務調査係書記	岡田靖仁
------	------	---------	------

【審査内容】

1 卸売市場について

午後4時20分 開会

藤岡修美委員長 ただいまより産業建設常任委員会を開催いたします。本日の審査内容はお手元の資料にあるとおり、卸売市場についてです。執行部から報告があると聞いておりますので、よろしく申し上げます。

川崎経済部次長兼農林水産課長 それでは、市場の現状と今後のスケジュールについて御説明します。資料を御覧ください。これは令和3年4月20日開催の市場関係者説明会及び令和3年4月28日開催の産業建設常任委員会で御説明した内容です。資料と現実が異なるのは、資料下段の3つ目の矢印部分が「協議期間（業者間）6月末まで」となっていますが、新型コロナウイルスの感染拡大により、6月末までを7月末までに延長

しました。その間に3社から提案がありましたが、そのうち2社が取り下げられました。現在は開設予定者であるフレッシュが市場取引を行っております。県の指導の下で公平、公正な市場運営を担保するために県の認定を受けることを市場開設の条件にしており、資料上段にあるように認定取得期間を今月末までとしております。申請者は法人でなければならないという要件があるため、フレッシュは昨年末に法人格を取得し、令和4年3月4日に県に申請書を提出したという連絡がありました。申請がこの時期になったのは、県から今回の確定申告書の写しを添付するように求められたためと聞いております。期限である3月末までに認定を受けられれば、地方自治法第96条第1項第6号の規定により普通財産の減額貸付けについて議会の議決が必要となりますので、6月定例会に議案の上程を考えております。また、資料下段にあるように、6月までは現状の貸付けを継続し、7月から地方卸売市場として民間開設開始となる予定です。また、3月末までに認定を受けない場合は、3月末をもって市場を閉場することとしております。次に、破産者小野田中央青果株式会社の第7回債権者集会在令和3年12月21日に開催されました。第8回債権者集会は3月22日開催予定となっております。清算が完了しましたら、議会に対して御報告するように考えております。

藤岡修美委員長 執行部から報告と説明がありました。ここで委員からの質疑を求めます。

中村博行委員 認定されるかどうかの見通しについて、要件は全部そろっているんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 これは県が認定するものです。市の関わり方としては、認定申請についてフレッシュにヒアリングをしています。フレッシュにはその内容をまとめていただいて、県に提出していただくことになっています。事業計画書や資金計画書等についてはフレッシュがしっかり作成されています。また、県とも何度も協議を重ねて提出され

たと聞いております。事前に協議されておられますので、スムーズに認定が判断されると思います。

中島好人委員 県の認定基準はどのようなものですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 認定基準が県の内規なので、市がその基準を把握することはできません。これまでに市と県でやり取りしたことや申請内容を基に市がヒアリングを実施しておりますが、市は正確な基準を把握しておりません。

森山喜久委員 3月4日に県に申請したということですが、月末までには結果がはっきりするということですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 県に確認したところ、審査期間として申請から30日掛かるということです。ただ、これは一般的な審査期間であり、事前にいろいろな協議をしている場合は審査期間が短縮されると聞いております。今回の申請はこれに当てはまる可能性が高いのですが、例えば、県から添付書類を求められたり、いろいろやり取りをしたりする中で予想以上に時間が掛かるケースもあるので、必ず月末までに認定が判断されるかはお約束できませんが、今のところ、今月末までに認否が分かると考えております。

森山喜久委員 昨年からの説明ではあくまで3月末までに認定を取ると。それができなかつたら閉場だという話ですが、それは変わらないということですね。

川崎経済部次長兼農林水産課長 説明会や委員会の中でそのように説明させていただいております。基本的に3月末までに認定が取れない場合には閉場ということで進めております。ただ、審査期間にひと月掛かる中で、例えば4月初めに認定した場合は、昨年の確定申告書の写しを添付する

という条件がありましたので、総合的に判断して進めていきたいと思っております。

森山喜久委員 総合的な判断とはどういうことですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 昨年に説明会を開催して、いつでも認定申請を出せる状況であったかもしれませんが、添付書類とか確定申告に伴う手続があったため、この時期の申請に至ったということがあります。そのため、4月に認否が出されることになれば、それらを総合的に判断して、その辺も考慮して、どうするかを考えたいと思います。基本的には皆様方にお示ししているとおおり、今月末までに認定が取れなければ、今月末をもって閉場と考えております。

森山喜久委員 令和3年4月の委員会で当時の委員たちは、「せっかく業者が手を挙げてくれているんだから、再び不認定にならないように、市がしっかりアドバイスやヒアリングをしてほしい」と言っていたじゃないですか。今回引っかかるのは、申請を3月4日に出したというところですか。事前に申請して、資料を出していたが、足りないから資料を追加したのか、それとも、事前に審査はしたが、正式に申請したのは3月4日であったのか。県の受け取り方としても、事前審査はしたが、申請したのは3月4日ということであれば、審査結果は4月に入ってくる可能性も高いんでしょうけど、その辺りはどうなんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 先ほど申しましたように、昨年からの認定申請については、フレッシュと県で事前協議が行われております。いろいろ足りないもの、不備等についてのやり取りをされておりますので、今回新たに認定申請をしたということではなく、いろいろ協議し、事前準備してから今回の申請に至ったと聞いております。新規で提出されたというよりは、これまで協議したことを基に完成された状態で申請されたということですから、内容については県と深く協議されていると聞いてお

ります。

森山喜久委員 3月末までに県の認定が取れないと駄目ということでよろしいですね。

河口経済部長 委員の皆様には説明会や委員会で3月31日までに認定を取れなければ閉場すると御説明しましたが、今回の申請手続では書類の関係を調整する必要があり、3月4日に提出していただきました。審査に30日程度掛かるという言葉は事実なので、結果の通知が、例えば1か月後の4月3日になったとして、認定が下りているのに3月31日までに間に合っていないから駄目だという判断はしたくないので、そこは御理解をいただきたいということです。

中村博行委員 今の言い方だと、県の決定が出るまでという考え方と同じだと思うんです。そのほうがはっきりするんじゃないですか。県もある程度事情が分かっているので、3月末までには結論を出してくれると思うんです。しかし、部長がおっしゃったように、4月に入ってから結果が出た場合、さっき次長が「総合的に判断する」とおっしゃったのもその辺りだろうと思うんです。それは県の認定結果を踏まえて判断するということと同じではないかという気がするんですが、どうでしょうか。

河口経済部長 私の思いは中村委員が言われたとおりです。県の認定結果を待ってから判断したいということで御理解いただきたいと思います。

中村博行委員 3月末までに閉場か存続かを決定しないと何か困ることがあるんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 特に困ることはありません。

森山喜久委員 私たちは市場を存続してもらいたいし、認定を取得してほしい

んです。だから、不認定にならないように市にもサポートをお願いしているんです。ただ、市が3月末までを期限としていますが、その期日を守る事業者はどこにでもいるじゃないですか。今日の一般質問の中で児童クラブの認定申請のことがありましたが、募集期間を決めたならば期日までに出不きゃいけないじゃないですか。市がルールを決めたのに、それを破っていいんですか。多少遅れても仕方ないという話であれば、ほかの業務にも支障が出るじゃないですか。今回の市場の件は特別だという話になれば、そうかもしれないんですけど、その辺はどうお考えですか。

多田農林水産課参与 森山委員が言われたことは、正しくそのとおりだと思います。フレッシュや県に対しては、「3月末までに認定が取れない場合は閉場です」としか伝えていません。部長が答えたことは中村委員の言われたことと同じ考え方で、市として「市場活動は必要である」という考え方はみじんも変わっておりません。その中で、「ルールはルールとして守る」と外に向かってしっかり言っているつもりです。ただ、先ほどから言われておるように、1日、2日遅れたけれど認定されたということになれば、そこは柔軟に考えていくべき部分があるんじゃないかと御理解いただきたいです。また、認定等に当たっては令和3年4月の委員会で、委員から「認定されるように協力してあげなさい」と言われました。それを受けて、市長への報告を月に一度行い、また、変化があればフレッシュと細かく打合せ等を行っております。認定に対する規定の詳細を存じ上げてはおりませんが、中央青果が倒産した現状で、市長から「体制をしっかり作るように伝えてください」と言われておりました。私どもは今回申請された中身を拝見しておりますし、体制をしっかり説明できるものも頂いております。また、事業計画等も「絵にかいた餅」ではなく、地に足がついたものだと考えております。そういう中で、認定が取れることを一番期待していますが、その権限を持っているのは県ですので、県からの結果を見て対応していくということで、御理解ください。

恒松恵子委員 確定申告書を送付する必要があったとおっしゃいましたが、これはもっと急ぐことができなかつたのでしょうか。また、確定申告の内容は市場開設に耐え得るものであつたのかを確認しているのか教えてください。

川崎経済部次長兼農林水産課長 認定申請の書類は頂きました。先月末に税理士と調整ができて、事業計画や確定申告書ができたと聞いております。その後、県に申請されました。確定申告に係る部分は空欄のままでやり取りしました。

矢田松夫委員 初めて市場問題を審査しますが、今日は産業建設常任委員会です。県の話をしてもしようがないでしょう。産業建設常任委員会は何をしてきたのか。今回の認定を取るために、執行部が最大限サポートしてくると言われたわけです。ここは、そのサポートについてチェックする場なんです。県や申請者の話じゃないんです。今になって二の舞というか、前回もそうでしたね。いろいろ不備があつて、認定されなかつたですね。今回も確定申告の書類が間に合いそうもないと。これで2回目ですよ。もし不認定であつたなら、こういう状況は2回目じゃないですか。市は何をしてきたのか。どのように十分なサポートをしてきたのか。これが、私たちが執行部に対して言うべき質疑なんです。報告なら別に協議会でいいじゃないですか。

藤岡修美委員長 市場問題についての報告は、これまでも産業建設常任委員会で受けてきました。令和4年3月が認定取得の期限なので、3月議会中に報告を受けたいと考えておりました。今回、フレッシュが認定申請をしたということで、報告を頂きました。認定申請の結果が出れば、また直ちに報告があると理解しております。

矢田松夫委員 それは分かるんだけど、何で4月に入るとかいう話になるんで

すか。3月中に県から認定されなかったら閉鎖もあり得るという話があるにもかかわらず、もしかしたら4月に入るかもしれないという話になるのはなぜか。それを産業建設常任委員会で話さなければいけないでしょう。

藤岡修美委員長 4月になるかもしれないというのは今日初めて聞きました。

(「だから、それはなぜかを質問するんじゃないんですか」と呼ぶ者あり) それを先ほどから森山委員が質問されていると思います。

矢田松夫委員 委員長が私と違うことを言うから、何をしてきたのかと委員長に対して言っているんです。

中岡英二副委員長 矢田委員が言われることもよく分かります。3月4日申請を出されたというのは、県との協議をかなり詰められたことと思います。その間、市はいろいろな形でサポートしたと言われてはいますが、再度、どのようなことをしたのか、お聞きします。

川崎経済部次長兼農林水産課長 昨年、申請したが不認定になったということがありました。それから、中央青果株式会社の破産もありました。その辺りの過去を踏まえて、今回、認定の取得に向けて、事務的なことや考え方の整理をフレッシュとしっかり協議し、場合によっては県と協議をしてもらうように進めました。市と県で月に1回か、2か月に1回程度、市場での立ち話にはなりますが、情報共有や現状確認をしていました。また、フレッシュは、電話、メール、直接県庁に行くなどで県とやり取りして、申請に向けてしっかり準備されたと聞いております。認定申請につきましては言葉足らずのところがあったかもしれませんが、県からは「審査期間は一般的には30日です。しかし、事前に協議が進めば短縮されることもあります。今回のケースが必ず短縮される場合に当たるとは言えないですが、フレッシュとはやり取りをさせてもらって、十分に事前協議が整っていることから、今回の審査期間は30日ではなく、

かなり短縮されるのではないか」とお話がありました。

中岡英二副委員長 市はフレッシュとかなり協議をしたと聞きますが、市は県と協議する必要はなかったんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 市から県にフレッシュを認定するようにお願いはできません。しかし、前回不認定になったのはなぜかとか基準はどうなっているのかというお話をさせていただき、県が回答できるところは回答していただきました。それは、市が期待した十分な回答ではなかったんですが、前回よりはいろいろな情報が得られたと思っております。それを基にヒアリングしておりますが、それによって必ず認定が取得できるということを担保するものではありませんので、市が関わったことがどう影響するかは分かりませんが、市としては前回の反省も踏まえて、今回の認定に関わり、協議させていただいたところですよ。

中岡英二副委員長 市は、前回不認定であった理由をしっかりと確認を取って、フレッシュをサポートしたということですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 前回の不認定になった理由については全く分かりません。不認定を受けた事業者も理由を知らないと聞いております。それを県に問うたところで理由を確認できるわけではなく、ほかのところでもいろいろお話しする中で、確認できるところは確認したつもりです。また、先ほどの3月末までに認定を取ってもらわなければ閉場ということも県にお話ししたつもりです。これは市の事情なので、県は特に何も言っておられませんが、お伝えしております。

中岡英二副委員長 もし認定が4月に出ることになった場合、3月末で市場を閉めると言われていたんですが、その認定又は不認定の結果を待ってから閉鎖を決めることはできないんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長　今まで皆様には、対外的に説明しておりますのは、3月末までに認定が取得できなければ、3月末をもって市場を閉場するというお話させていただきました。しかし、河口部長や多田参与が申したように、今回の認定については、月末までに認否が通知されると考えていますが、仮に通知が4月に出たとしても、その認定結果をもって市場の開設や閉場を判断していくという柔軟な姿勢での対応が望ましいのではないかと考えております。

中岡英二副委員長　不認定が出てから、市場の閉鎖と考えてよろしいですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長　県からの認定通知が出てから判断したいと思います。しかし、例えば、手続の中で県から求められる資料に不備があって、それがずっと補正されないことによって県からの通知が遅れることもありますので、4月に入ってから柔軟に考えたいと思いますが、遅れる原因や内容をよく考慮しながら判断していきたいと考えております。

森山喜久委員　フレッシュに対しては結局3月末が期限と言われているじゃないですか。市は、「3月末までに資料をそろえて申請しなさい」とどのくらい言ったんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長　2、3回は言っていました。フレッシュには十分伝わっていると認識しております。

恒松恵子委員　つなぎで市場を使っている生産者や販売者に対して、結果がどうあれ心積もりをしていただくために、その辺りを説明されるのか、それとも説明されないのかについて、市は関わっていますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長　令和3年4月20日に市場関係者の説明会を行いまして、そのときに今、お手元の資料を基に説明しております。そのため、認定が取れなければ3月末で閉場することはお伝えしております。

す。今、フレッシュにお貸ししている施設は契約更新を繰り返しており、その更新のときには市場内に張り紙をして、市場関係者にはお伝えしております。内容は市場の運営期間が1か月延びたというものです。張り紙でお知らせしております。

矢田松夫委員 必要に応じてヒアリングを行ったというのが二、三回ですか。
（「違います」と呼ぶ者あり）さっき言った二、三回というのは必要に応じたヒアリングじゃないんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 二、三回というのはヒアリングの回数ではなく、認定されなければ3月末で市場を閉場することをお伝えをした回数です。

矢田松夫委員 過去の議事録を見ると、川崎次長が「必要に応じてヒアリングを行って」と言っているから、そのことを質問しました。

川崎経済部次長兼農林水産課長 ヒアリングについては、市役所に来ていただいて、フレッシュと職員が数回ヒアリングをしました。また、市場に向いたときに、フレッシュと立ち話による情報交換も数回ほど行っております。

矢田松夫委員 市場の閉鎖について、議事録で川崎次長の発言を見ると、通知の相手方はフレッシュだと。令和4年3月末までに県の認定を取得してもらいますと。県の認定を取得できない場合は市場を閉鎖することとなりますと。市場の閉鎖については議会の議決は要りませんと。こういう答えておりますが、よろしいですね。

川崎経済部次長兼農林水産課長 おっしゃられたとおりです。市場を開設するのに特に議会の議決は必要ないんですが、普通財産として貸し付けるときに貸付料を減額するためには議会の議決が必要です。今後の予定とし

て、認定が取れましたら6月議会に上程したいと考えております。また、3月末で閉場するときに議会の議決は必要ありませんが、委員会にはその旨を報告したいと思っております

矢田松夫委員 通知の相手方フレッシュだと。令和4年3月末までに県の認定を取得してもらおうと。県の認定を取得できない場合、市場を閉鎖すると。これらは基本ですね。

川崎経済部次長兼農林水産課長 そのとおりです。

藤岡修美委員長 ほかに質疑はありませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑がないということで、今後、何か認定に関する情報が入りましたら、また報告をしてください。以上で産業建設常任委員会を終わります。

午後5時10分 散会

令和4年（2022年）3月8日

産業建設常任委員長 藤岡修美